



島根県報

令和5年3月31日（金）

号外第53号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	3
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	4
島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則	4
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	6

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	8
------------------------	---

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第5号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3知事の事務部局の部職名の欄中「防災航空管理所長」を「防災航空管理所長
原子力環境センター所長」に、「県土整備事務所部

長」を「県土整備事務所部長
同 室長」に、「防災危機対策監」を「防災危機対策監
原子力安全対策監」に改める。

別表第6中 「 隠岐郡西ノ島町大字別府 | 隠岐支庁農林水産局水産部島前出張所 | を
」

「 隠岐郡西ノ島町大字別府 | 隠岐支庁農林水産局水産部水産課（隠岐郡西ノ島町大字別府駐
在に限る。） | に、
隠岐郡西ノ島町大字別府 | 隠岐支庁農林水産局水産部島前漁港課 | 」

「 江津市桜江町大貫 | 江津警察署川越駐在所 | を
」

「 江津市桜江町大貫 | 江津警察署川越駐在所 | に改める。
浜田市旭町本郷 | 浜田警察署和田駐在所 | 」

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第6号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「防災部原子力安全対策課」を「原子力環境センター」に改め、同条第7号中「農林水産部農畜産課」を「農林水産部畜産課」に改める。

第5条第2号中「農林水産部農畜産課」を「農林水産部畜産課」に改め、同条第3号中「健康福祉部健康推進課」の次に「、高齢者福祉課」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第7号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5級の項の前に次のように加える。

4級	主幹の職務
----	-------

別表第2の7級の項第3号及び第4号を削る。

別表第4の3級の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 困難な業務を所掌する係長の職務

別表第5の3級の項の前に次のように加える。

2級	係長の職務
----	-------

別表第5の3級の項第1号中「グループリーダー」を「課長補佐」に改め、同項第2号の次に次の1号を加える。

3 困難な業務を所掌する係長の職務

別表第6の2級の項の次に次のように加える。

4級	高度の技術又は経験を必要とする主任の職務
----	----------------------

別表第6の5級の項第2号中「企画員」を「困難な業務を所掌する係長」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 主幹の職務

別表第7の4級の項中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

1 主幹の職務

2 やや困難な業務を所掌する係長の職務

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第8号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の項中「総務グループリーダー」を「課長補佐（庶務担当に限る。）」に改め、同表知事部局の部本庁の項中「グループリーダー（庶務担当並びに秘書課、人事課及び財政課）」を「課長補佐（庶務担当、秘書課、総務課（法令担当に限る。）、人事課（保健指導担当を除く。）、財政課、管財課（庁舎管理担当に限る。）、総務事務センター

(給与管理担当に限る。)、健康福祉総務課(危機管理・中核市支援スタッフに限る。)及び農村整備課(企画調査担当に限る。)並びに公立大学法人島根県立大学(以下「県立大学」という。)に派遣されているもの(県立大学の総務課長及び管理課長の職にあるものに限る。))に改め、「企画幹(庶務担当、人事課(保健スタッフを除く。))及び健康福祉総務課(危機管理・中核市支援スタッフに限る。)並びに公立大学法人島根県立大学(以下「県立大学」という。)に派遣されているもの(県立大学の総務課長及び管理課長の職にあるものに限る。))に限る。法令グループリーダー 庁舎管理グループリーダー 給与管理グループリーダー 企画調査グループリーダー(農村整備課に限る。))を削り、「防災航空管理所長」を「防災航空管理所長 総務課法令係長 管財課庁舎管理係長」に、「秘書課秘書グループ、人事課(保健スタッフ)」を「秘書課秘書係、人事課(保健スタッフ及び保健指導係)」に、「総務事務センター総務グループ、給与管理グループ」を「総務事務センター総務係、任用係、給与管理第一係、給与管理第二係、給与管理第三係」に、「主幹、企画員」を「係長、主幹、主査」に改め、同部自治研修所の項中「企画幹」の次に「(庶務担当に限る。))」を加え、同部隠岐支庁の項中「島前出張所長」を「島前漁港課長」に改め、同部消防学校の項の次に次のように加える。

原子力環境センター	所長 測定分析課長
-----------	-----------

別表知事部局の部県土整備事務所の項中「部長」を「部長 室長」に改め、同部浜田河川総合開発事務所の項中「業務課長」を「企画幹(庶務担当に限る。))」に改め、同部浜田港湾振興センターの項中「港湾振興課長」を「業務課長」に改め、同表教育委員会事務局部局等の部本庁の項中「グループリーダー(庶務担当)」を「課長補佐(庶務担当、総務課(人事法令担当及び給与担当に限る。))」に改め、「人事法令グループリーダー 給与グループリーダー」を削り、「総務グループ、人事法令グループ、給与グループ」を「総務管理スタッフ、総務係、人事法令係、給与管理係、給与運用係」に改め、「企画幹」の次に「係長」を加え、「企画員」を「主査」に改め、同表人事委員会事務局の部中「グループリーダー」を「課長補佐 係長」に改め、「企画員」を「主査」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第9号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和63年島根県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「農林水産部農畜産課家畜病性鑑定室」を「農林水産部畜産課家畜病性鑑定室」に改める。

第17条中第1項を削り、同条第2項中「センター長」を「所長」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第10号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「任用グループ及び給与グループ」を「総務企画係、任用係及び給与係」に改める。

第3条第1項中「グループリーダー」を「課長補佐
係長」に改め、同条第2項中「企画員」を「主査」に改め、同条第5項

を次のように改める。

5 課長補佐は、課長を補佐する。

第3条第7項中「企画員」を「主査」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第7条中「グループリーダー」を「課長補佐及び係長」に改める。

第8条第2項中「任用グループリーダー」を「課長補佐（庶務担当に限る。）」に改める。

別表第1第1の項第2号中「島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定による育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による任期付職員の採用又は任期の更新

別表第1第2の項に次の1号を加える。

(7) 規程等の制定等

ア 職員の定年等に関する規則（令和4年島根県人事委員会規則第23号）の規定による規程等の制定等

イ 定年退職者等の暫定再任用に関する規則（令和4年島根県人事委員会規則第30号）の規定による規程等の制定等

別表第1第4の項第2号に次のように加える。

ケ 職員の高齢者部分休業に関する規則（令和4年島根県人事委員会規則第31号）の規定による規程等の制定等

別表第2に備考として次のように加える。

備考 この表の1の(2)から(4)までに掲げる事項のうち、別表第3に掲げる事項については、課長補佐又は係長に専決させることができる。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

課長補佐が専決することができる事項	係長（職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の職務の級4級に属する係長に限る。）が専決することができる事項	係長（中欄に規定する係長を除く。）が専決することができる事項
1 軽易又は定例的な資料、刊行物等の作成、収集、配布	1 軽易又は定例的な資料、刊行物等の作成、収集、配布	1 軽易又は定例的な資料、刊行物等の作成、収集、配布
2 軽易又は定例的な通知、報告等	2 軽易又は定例的な通知、報告等	2 軽易又は定例的な通知、報告等
3 軽易又は定例的な照会及び回答	3 軽易又は定例的な照会及び回答	3 軽易又は定例的な照会及び回答
4 軽易又は定例的な届出書、報告書等の受理	4 軽易又は定例的な届出書、報告書等の受理	4 軽易又は定例的な届出書、報告書等の受理
5 軽易又は定例的な事項の証明	5 軽易又は定例的な事項の証明	5 軽易又は定例的な事項の証明
6 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付	6 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付	6 許可書、免許書、証明書等の再交付又は書換え交付

7 台帳、図書等の閲覧	7 台帳、図書等の閲覧	7 台帳、図書等の閲覧
8 その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務処理	8 その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務処理	8 その他前各号に準ずる軽易又は定例的な事務処理
9 職員（事務局長、課長、課長補佐及び別に定める職にある者を除く。次号及び第11号において同じ。）の旅行命令	9 職員（事務局長、課長、課長補佐、係長及び別に定める職にある者を除く。次号及び第11号において同じ。）の旅行命令	
10 職員の休暇の承認、欠勤届の受理、職務に専念する義務の免除、勤務時間の割振り（定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員に係るものに限る。）、勤務時間の割振りの変更及び部分休業の承認	10 職員の休暇の承認、欠勤届の受理、職務に専念する義務の免除、勤務時間の割振り（定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員に係るものに限る。）、勤務時間の割振りの変更及び部分休業の承認	
11 職員の休日及び時間外の勤務の命令並びに代休日及び時間外勤務代休時間の指定	11 職員の休日及び時間外の勤務の命令並びに代休日及び時間外勤務代休時間の指定	

備考 この表の左欄に掲げる事項と同表の中欄又は右欄に掲げる事項とが競合している場合は、同表の中欄又は右欄に掲げるところによる。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）附則第31項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則第7条並びに別表第3左欄の10及び中欄の10の規定を適用する。

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第11号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「、任期を更新したことにより」を削り、「、更新前の任期と更新後の任期の定めを通算した期間が6月以上に至った」を「条例の適用を受ける会計年度任用職員の職（任期の定めが1月以上のものに限る。）に任用されている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 条例又は島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）若しくは島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）の適用を受ける会計年度任用職員（次号及

び次項並びに第12条第2項及び第3項において「条例等適用会計年度任用職員」という。)の職(任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるものに限る。)に在職した期間が、基準日において連続して6月以上に至っている職員

- (2) 条例等適用会計年度任用職員の職(任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるものに限る。)に基準日の前日まで連続して在職した期間がある職員であって、当該連続して在職した期間に基準日から基準日に任用されている職の任期が終了する日までの期間を加えた期間が、基準日において6月以上に至っているもの(前号に掲げる職員を除く。)

第10条第5項中「第2項各号」を「第5項各号」改め、同項を同条第8項とし、同条第4項中「前項」を「第1項から第3項まで及び前項並びに第12条第1項第1号、第2項及び第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項を同条第6項とし、同条第2項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 職員は、任命権者が定めるところにより、基準日に在職する職以外の条例等適用会計年度任用職員の職(任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるものに限る。)に在職した期間を申告しなければならない。この場合において、任命権者は、当該申告がなかった期間を前項各号の在職期間に含めないことができる。

- 3 複数年度にわたり連続して休業した者が属する公署において、当該休業した者の業務を処理するため、当該休業した者の休業期間を任期の限度として複数年度にわたり1月以上の期間連続して任用された職員(以下この項及び第12条第3項において「複数年度代替職員」という。)に対する前2項の規定の適用については、第1項各号及び前項中「任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるもの」とあるのは、「任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるもの(複数年度代替職員として在職した期間については、任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上である職)」とする。

- 4 条例第5条第1項後段に規定する退職し、又は死亡した職員に対する第1項及び第2項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第1項中「同項に規定する基準日(以下「基準日」という。)」とあり、並びに同項各号及び第2項中「基準日」とあるのは、「退職し、又は死亡した日」とする。

第12条第1項中「同一の職に在職した期間のほか、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「次に掲げる期間(同一の期間内に2以上の職に在職した期間については、これらの職に在職した期間のうち一の期間)」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上である条例等適用会計年度任用職員の職に在職した期間
- (2) 給与条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)、市町村立学校の教職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)、島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例又は島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける常勤職員又は法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員として在職した期間

第12条第2項第1号中「第10条第2項第2号」を「第10条第5項第2号」に改め、同条第4号中「前項第3号」を「第1項第2号」に、「第7号」を「第8号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 職員は、任命権者が定めるところにより、基準日に在職する職以外の条例等適用会計年度任用職員の職(任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるものに限る。)に在職した期間及び前項第2号に規定する在職期間を申告しなければならない。この場合において、任命権者は、当該申告がなかった期間を前項各号の在職期間に含めないことができる。

- 3 複数年度代替職員に対する前2項の規定の適用については、第1項第1号中「任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上である条例等適用会計年度任用職員の職」とあるのは「任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上である条例等適用会計年度任用

職員の職（複数年度代替職員として在職した期間については任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上の条例等適用会計年度任用職員の職）」と、前項中「任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるもの」とあるのは「任期の定めが1月以上の職であって任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上であるもの（複数年度代替職員として在職した期間については任期を通じた1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上である職）」とする。

第13条第1項中「掲げる」の次に「基準日に在職する職の」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第1号又は第3号の規定の適用に当たっては、基準日に在職する職及び前条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により在職期間を通算された職であって基準日に在職する職と報酬の支給単位及び報酬の額の基準が同一のもの以外の職に係る在職期間並びに勤務日の日数及び正規の勤務時間数は含めずに前項第1号又は第3号の規定による算出を行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の廃止）
- 2 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和4年島根県人事委員会規則第29号）は、廃止する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会細則第1号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表を次のように改める。

1 行政職給料表級別職務分類表

組織		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
知事	本庁	主事若しくは技師	主任主事若しくは主任技師	主任、係長、主査	係長、主幹又はこれらに相当する職	課長代理	課長	課長	次長	理事
の事		又はこれらに相当する職	又はこれらに相当する職	又はこれらに相当する職	又はこれらに相当する職	室長代理	政策企画	政策企画	出納局長	部長
務部						副政策企画	監	監	参事	政策企画
局						画監	管理監		スポーツ	局長
						課長補佐	室長		振興監	会計管理者
						副指導監	センター			女性活躍
						査監	長			推進統括
						副団体検査監	管理所長			監
						副出納監察監	上席調整			技監
							監			
							政策調整			
							監			

						徴収対策 監 統括指導 監査監 指導監査 監 統括団体 検査監 団体検査 監 統括林業 普及員 統括技術 専門監 上席技術 専門監 技術専門 監 建築指導 監 統括出納 監察監 上席出納 監察監 出納監察 監 副センター 長 防災危機 対策監 原子力安 全対策監			
地方 機関	東京事務所			課長	部長 上席調整 監			所長	
	自治研修所				部長		所長		
	原子力環境セ ンター								
	消防学校				校長 副校長				
	隠岐支庁							支庁長	
	県民局			課長	部長		局長		

	隠岐保健所			課長	部長			
	農林水産局			課長	部長		局長	
	県土整備局			課長	部長 統括調整 監 技術専門 監 管理所長		局長	
	県民センター			課長	部長 特別調査 監 事務所長		所長（東 部）	所長（西 部）
	中山間地域研 究センター			課長	部長		所長	
	美術館			課長			副館長	
	芸術文化セン ター			課長			副センタ ー長	
	保健所			課長	副所長 部長			
	保健環境科学 研究所			課長	所長 部長			
	島根あさひ社 会復帰促進セ ンター診療所				副所長			
	児童相談所			課長	所長 副所長			
	わかたけ学園			課長	園長 副園長			
	女性相談セン ター			課長	所長 分室長			
	心と体の相談 センター			課長	副所長			
	食肉衛生検査 所							
	農林水産振興 センター			課長	部長 事務所長 管理監		所長	
	農業技術セン ター			課長	部長		所長	
	農林大学校	助教 主任、係 長、主査	講師 係長、主 幹又はこ	准教授	事務局長 部長 教授		校長	

			又はこれらに相当する職	れらに相当する職					
	畜産技術センター		主任、係長、主査	係長、主幹又はこ	課長	所長			
	家畜保健衛生所		又はこれらに相当する職	れらに相当する職					
	水産技術センター				課長 指導所長	部長 上席調整 監		所長	
	大阪事務所				課長	副所長		所長	
	広島事務所				課長	所長			
	産業技術センター				課長	副所長			所長
	高等技術校				課長	校長 教頭 副校長			
	県土整備事務所				課長	事業所長 部長 統括調整 監 技術専門 監 管理所長 (空港) 上席調整 監 室長		所長	
	河川総合開発事務所				課長	所長 部長			
	空港管理事務所				課長	所長			
	下水道事務所				課長	所長			
	浜田港湾振興センター				課長	所長			
	共通				企画幹 ※専門幹				
県議会の事務部局	県議会事務局				課長補佐	課長 管理監 室長 上席調整 監	課長	次長	局長

教育 委員 会	教育 委員 会 事務 局	本庁				課長代理 課長補佐	課長 管理監 室長 センター 長 上席調整 監	課長	教育次長 参事	副教育長 教育監
		教育事務所				課長 企画幹	所長			
		埋蔵文化財調 査センター				課長 企画幹	所長			
	教育 機関	教育センター				課長	センター 長 部長		所長	
		東部社会教育 研修センター				課長			所長	
		西部社会教育 研修センター				課長	所長			
		図書館				課長 所長			館長	
		青少年の家				課長			所長	
		少年自然の家				課長				
		古代出雲歴史 博物館					部長			館長
		県立学校					事務長			
		共通				企画幹 ※専門幹				
	人事委員 会の事務 部局	人事委員会事 務局				課長補佐	課長			局長
監査委員 の事務部 局	監査委員事務 局				副監査監	課長 上席監査 監 監査監			局長	
警察 本部			係長 副隊長 准師範 専門官	主幹 師範	次長 課長補佐 校長補佐 室長補佐 指導官 交通管制 センター 長補佐	課長 施設装備 統括官 監査官 管理官 室長 交通技術 調査官				

						西部運転 免許セン ター副所 長 副主査	交通管制 センター 長 西部運転 免許セン ター所長 首席師範 主査			
	警察 署				係長 専門官	主幹	課長 指導官 副主査	管理官 主査		
	労働委員 会の事務 部局	労働委員会事 務局			主任、係 長、主査 又はこれ らに相当 する職	係長、主 幹又はこ れらに相 当する職	課長補佐	課長		局長
	海区漁業 調整委員 会の事務 部局	海区漁業調整 委員会事務局			主任書記	主任書記		局長		
	内水面漁 場管理委 員会の事 務部局	内水面漁場管 理委員会の事 務局			係長、主 幹又はこ れらに相 当する職					
	共通				※専門員 専門※			調整監		

別表の2の表共通の部中「調整官」を削り、別表の4の表知事の事務部局の部本庁の項中「グルーブリーダー」を「課長補佐」に改め、「センター長」を削り、同部中

「

中山間地 域研究セ ンター	研究員	主任研究員 研究員	科長 主席研究員 専門研究員	部長 研究統括監 研究調整監 研究企画監	
---------------------	-----	--------------	----------------------	-------------------------------	--

を

「

原子力環 境センタ ー	研究員	主任研究員 研究員	課長 主席研究員 専門研究員	所長	
中山間地 域研究セ ンター	研究員	主任研究員 研究員	科長 主席研究員 専門研究員	部長 研究統括監 研究調整監 研究企画監	

に改め、同表教育委

」

員会の部本庁の項中「グループリーダー」を「課長補佐」に、同表共通の部中

調整監	を	係長又はこれに相当する職	係長又はこれに相当する職	調整監	に改
-----	---	--------------	--------------	-----	----

め、別表の5の表知事の事務部局の部本庁の項中 医長 | グループリーダー | を

医長 係長	課長補佐 係長	に改め、同部地方機関の項中	医長 部長 課長	を
----------	------------	---------------	----------------	---

医長 係長	部長 課長 係長	に改め、別表の6の表知事の事務部局の部本庁の項中「グループリーダー」
----------	----------------	------------------------------------

を「課長補佐」に改め、同部地方機関の項中

家畜保健衛生所									を
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

家畜保健衛生所									に改
共通					企画幹				

め、同表共通の部中			企画幹 係長、企画員又はこれらに相当する職	を	係長又はこれに相当する職	係長又はこれに相当する職	係長、主幹又はこれらに相当する職	に改
-----------	--	--	--------------------------	---	--------------	--------------	------------------	----

め、別表の7の表知事の事務部局の部本庁の項中			主任保健師 主任看護師 保健師	を	係長又はこれに相当する職 主任保健師 主任看護師 保健師	に、「企画員」を「係長又は主
------------------------	--	--	-----------------------	---	---------------------------------------	----------------

幹」に、「グループリーダー」を「課長補佐」に改め、「企画幹」を削り、同部地方機関の項中

主任保健師 保健師	係長、企画 員又はこれ らに相当す る職 主任保健師	を	係長又はこ れに相当す る職 主任保健師 保健師	に、	主任保健師 主任看護師 保健師 看護師	を	係長、企画 員又はこれ らに相当す る職 主任保健師 主任看護師
--------------	--	---	--------------------------------------	----	------------------------------	---	---

係長又はこ れに相当す る職 主任保健師 主任看護師 保健師 看護師	係長、主幹 又はこれら に相当する 職 主任保健師 主任看護師	に改め、同表教育委員会の部本庁の項中	主任保健師 保健師	を	係長又はこ れに相当す る職 主任保健師 保健師	に、
--	--	--------------------	--------------	---	--------------------------------------	----

「企画員」を「係長、主幹」に、「企画幹」を「課長補佐」に改める。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。